

平成27年度

朝倉市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会

平成27年度 社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会事業計画

基本方針

国の平成27年度予算は、国民総生産の成長を目指した「経済財政運営と改革の基本方針2014（骨太の方針）」、日本再興戦略改訂2014、中期財政計画を踏まえ、平成26年度に引き続き民需主導の経済再生と財政健全化目標の達成を目指し、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とすると示されています。

しかしながら、今日、少子高齢化や核家族化、更には長引く経済不況等の影響により地域社会のありようは変容し、地域住民の生活実態は依然として厳しい状況が進んでいます。

こうした現状の中、社会福祉協議会は地域福祉の推進を使命とする福祉団体として、複雑多様化する生活課題の把握に努め、関係機関・団体と連携しながら「誰もが安心して暮らせる地域づくり」に一層の取り組みをしていきます。

- ① 高度化、多様化、複雑化する問題に対応できる環境づくりに努めます。
- ② 市民の地域福祉への参加や理解を深めていくため、地区社会福祉協議会との緊密な連携に努め地域福祉を推進します。
- ③ 地域に住む人が、「共に生き、支えあう」まちづくりを目指して策定した、第1期地域福祉活動計画の未達成事項について、継続的に取り組むため、「朝倉市地域福祉活動計画（継続版）」により地域福祉の推進に努めます。
- ④ 自主事業である介護保険事業は、関係法令に基づき適正な事業運営を図るとともに、健全な介護保険事業が運営できるよう、利用者の確保に努めます。
- ⑤ 行政からの受託事業についても、引き続き積極的に取り組んでいきます。
- ⑥ 災害時におけるボランティアセンターの設置運営など、朝倉市と連携し、災害時における社協としての体制づくりに努めます。

1. 法人組織・事務局機能の強化

理事会・評議員会及び委員会等の開催ほか、職員研修については、県社協・両筑地区社協主催等の研修に参加させ、職員の資質向上、及び技術向上に努め、地域住民から信頼される組織づくりに努めます。

また、多年にわたり地域福祉の増進に寄与された方、多額寄附者を表彰するなど、地域福祉全般の啓発に努めます。

2. 地区社会福祉協議会との連携強化

市民が支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活ができるまちづくりをめざして、地区社会福祉協議会と連携・協働を図り、地域福祉の推進に努めます。

3. 地域福祉活動計画の推進

第1期地域福祉活動計画での未達成事項について、継続して取り組みを行うため14地区社会福祉協議会毎に、平成25年度に策定した朝倉市地域福祉活動計画（継続版）の取り組みを推進します。

4. 機関紙「社協だより」の発行

「社協だより」を年6回（奇数月）発行し、本会の事業等について周知や啓発に努めるとともに、香典返し等のご寄付のお礼を「社協だより」に掲載いたします。また、ホームページも引き続き運用を行います。

5. 共同募金配分金事業

共同募金の配分金を財源として、市民相互の助け合いの意識を進め、地域福祉活動の推進と助成に努めます。

6. 福祉協力指定校事業

市内の小・中・高等学校の福祉教育の研究、実践を通じて児童及び生徒の健やかな成長を促し、思いやりのある福祉の心の育成を目指します。

また、この事業を継続することにより福祉協力指定校の実践が地域に反映できるよう支援します。

7. 生活福祉資金等貸付事業

福岡県社会福祉協議会の窓口事業で、経済的、社会的基盤の不安定な低所得世帯等に対し、低利又は無利子で福祉資金の貸付を行い、福岡県社会福祉協議会及び民生委員との連携を強め、償還指導や生活援助を通じて世帯の安定と自立を支援します。

8. 日常生活自立支援事業

社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行い支援します。

9. 総合相談事業

市民の日常生活上の悩みや心配ごとなどの相談に応じ、相談員による適切な助言と援助に努めます。

10. 地域生活支援事業

障がい者・障がい児が有する能力に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づき事業を推進します。

11. ボランティア活動の支援

誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、ボランティア活動に係る情報を提供するとともに、活動のきっかけづくりや相談・支援、情報提供などの事業を推進します。

また、市民の自主的参加を促進するため、ボランティア養成講座等を開催し、人材の発掘と育成に努めます。

12. 介護予防事業

① 地域ミニデイ推進事業(ふれあい・いきいきサロン)

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、自治公民館などで「ふれあい・いきいきサロン」の開催を積極的に推進するとともに、レクリエーション、健康体操や趣味活動を支援し、介護予防に努めます。また、市内全域に「ふれあい・いきいきサロン」が設置できるよう随時説明会等を行い推進します。

② 通所型介護予防普及啓発事業(いきいき健康クラブ)

高齢者(65歳以上)の方を対象に、介護予防を中心とした生きがい対策の取り組みとして、健康体操や栄養改善及び口腔機能などを柱として、レクリエーションや季節の行事などを通じて、楽しみながら体と心を元気にし、いつまでも自宅で健康に生活ができるよう支援します。

③ 筋力トレーニング事業

高齢者(65歳以上)の方を対象に、トレーニング機器を使って運動療法士の指導のもと、運動機能の維持向上を目的に、3か月間(計24回)実施し、介護予防及び健康管理を支援します。

④ 健康づくりサポート教室

筋力トレーニング事業修了者の方を対象に、継続的にトレーニング機器を使った

運動サポートを図り、運動機能の維持向上をめざします。

1 3. P-UP教室事業

高校生以上64歳以下の方を対象に、トレーニング機器を使って体の維持向上、疾病予防等健康で快適な生活がおくれるよう支援します。

1 4. 地域包括支援センターランチ運営事業

在宅の要介護者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護者等に関する総合的な相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種サービスが総合的に受けられるよう各関係機関と連絡調整を行います。

1 5. 介護保険事業

① 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、ケアマネージャーによる介護保険利用者の居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービスや福祉サービスが総合かつ効率的に提供されるように配慮し、ケアプラン(支援計画)を作成します。

② 訪問介護事業

介護保険法に基づき、ホームヘルパーが自宅を訪問して、利用者が有する能力に応じて、可能な限り日常生活を営むことができるように支援します。

1 6. 障害者ホームヘルプ事業

障害者総合支援法に基づき、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、洗濯、食事の調理及び掃除等の家事や生活に関する相談及び助言に関する支援します。